

たかおか出張所だより NO. 57

～大淀川についてのお知らせです～ H29. 12. 15



大淀川の施設の点検を行います



大淀川では年に1回、河川管理施設（堤防、護岸、樋門・樋管、排水ポンプ場等）の変状・異常を発見し計画的な維持補修を行うため、点検を実施しています。この点検では、数人がかりで日頃の巡視では確認できない細かなところ（へこみ・亀裂・陥没・法崩れ・浸食など）まで点検を行います。今年度は、12月～2月にかけて点検を実施します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。



【点検の様子】

堤防の草を刈ってくださる方を募集しています

高岡出張所では、堤防の除草を年二回実施していますが、飼肥料用として希望される農家の方に一定の条件の下に河川区域の草を刈り取っていただいています。

〈条件〉

- ・決められた区域内において「まばら刈り」とせず、全面刈取の実施
- ・毎年 4/1～7/31までに1回以上、9/1～11/30までに1回以上の刈取実施
- ・堤防区域内にて焼却、施肥、播種及び耕作を行わない
- ・堤防利用に関して対外的な問題が生じた場合は、自らの責任で解決する・・・等々です

〈利用希望、お問い合わせ〉

宮崎市高岡総合支所 農林水産課
TEL：0985-82-1114
FAX：0985-82-3492



この記事は宮崎河川国道事務所facebookにも投稿しています。

宮崎河川国道事務所

検索



宮崎河川国道事務所
Facebook

www.facebook.com/miyazaki.mlit.go.jp



堤防の管理用通路の車両通行止めを実施しました

高岡出張所管内の堤防天端の管理用通路は、規制柵・通行禁止看板で規制していますが、規制柵の間隔が広く、一般車両が通り抜けできる区間が多くあります。

そのため場所によっては県道等の抜け道として利用する車両も多く、散歩等で利用する歩行者の方からは危険を感じるという不安の声が上がっていました。

今回、要望のあった2箇所の管理用通路について、事故防止のために規制柵を設置し、一般車両の通行を規制しました。

今後も河川利用者の安全を考え、河川管理に努めてまいります。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

【車両通行止め区間①】 萩原地区

県道から進入してくる車両があり危険なことから、近隣地区の自治会より要望がありました。



【車両通行止め区間②】 川原田地区

堤防から県道に合流するときの見通しが悪く、県道は児童の通学路にもなっていることから、小学校、PTA、地区自治会より要望がありました。



【発行・問合せ先】

国土交通省 宮崎河川国道事務所 高岡出張所

TEL 0985-82-0102 FAX 0985-82-0227

〒880-2221 宮崎市高岡町内山2610-1

